

【訪問型サービス】

基準	予防訪問介護従前相当サービス（現行相当）	多様なサービス			
		緩和した基準によるサービス		短期集中予防サービス	
サービスの類型	訪問サービス	訪問型サービスA1	訪問型サービスA2	訪問型サービスC1	訪問型サービスC2
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	身体介護を除く生活援助等 1回60分程度	身体介護を除く生活援助等 1回30分程度	理学療法士、作業療法士による居宅での住環境や生活行為に関する課題に対する支援を目的とした短期集中予防サービス ・1回60分程度 【内容】 ・居宅に理学療法士又は作業療法士が訪問し、住宅改修福祉用具の活用、生活行為での課題に対する相談指導 ・自宅を実施可能な生活行為改善のための運動プログラム提案 ・サービス実施前後の評価	地域包括支援センターの保健師又は看護師による居宅での閉じこもりに対する支援を目的とした短期集中予防サービス ・1回30分程度 【内容】 ・閉じこもり状況の把握、取組可能な改善方法の提案 ・口腔機能低下による生活機能低下の改善方法の提案 ・体重減少の状況把握、取組可能な改善方法の提案 ・支援介入前後の評価
対象者とサービス提供の考え方	ケアマネジメントで、訪問介護員による専門的サービスが必要と認められるケース	ケアマネジメントで状態を踏まえながら、生活援助等緩和した基準によるサービスが必要と認められるケース		過去同サービス利用開始から1年以上経過しており、以下の項目すべてに該当する人 ①ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース ②改善の意思が明確 ③改善の見込みがある	過去同サービス利用開始から1年以上経過しており、以下の項目すべてに該当する人 ①閉じこもり等で通所が適さないケース ②ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース
サービス提供者	指定第一号訪問事業所	指定第一号訪問事業所		基準を満たし、市と協定を締結した団体	直接実施基準を満たし、市と協定を締結した団体
単価	訪問型サービスⅠ 1,176単位 訪問型サービスⅡ 2,349単位 訪問型サービスⅢ 3,727単位 加算あり ・特別地域加算、小規模事業所加算 ・中山間地域等提供加算 ・初回加算、生活機能向上連携加算 ・口腔機能強化加算 ・介護職員等処遇改善加算 減算あり ・同一建物減算（▲10%、▲12%、▲15%） ・虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1 単価 235単位/回（週2回かつ月10回まで） 要支援2（週3回かつ月15回まで） ※例外的に事業対象者も週3回かつ月15回まで可能な場合あり 加算なし 減算あり ・同一建物減算（▲10%、▲12%、▲15%） ・市が認める一定の研修修了者を訪問介護責任者にする場合 ○給付管理を目的とした、サービス提供の実績報告は毎月提出 ○モニタリング・評価はケアプランと同様に考える ○サービス提供のための利用計画書・利用状況報告書は簡易なものを提出。記載項目を設定し、様式は定めない。（事業者が予防・介護の利用者に使用している既存の様式の使用可）	週1回まで 単価 100単位/回 加算なし 減算あり ・同一建物減算（▲10%、▲12%、▲15%） ・市が認める一定の研修修了者を訪問介護責任者にする場合	利用回数：6回程度/6ヶ月以内 単価 504単位/回	利用回数：12回程度（月4回、概ね3ヶ月） 単価 2,519円/回
利用者負担	1割又は2割又は3割	1割又は2割又は3割	1割又は2割又は3割	1割又は2割又は3割	無料
支給限度額	事業対象者 5032単位 （例外的に10531単位※要支援2相当のサービスが必要と認められる場合） 要支援1 5032単位 要支援2 10531単位	事業対象者 5032単位 （例外的に10531単位※要支援2相当のサービスが必要と認められる場合） 要支援1 5032単位 要支援2 10531単位	事業対象者 5032単位 （例外的に10531単位※要支援2相当のサービスが必要と認められる場合） 要支援1 5032単位 要支援2 10531単位	支給限度額に含まれない	支給限度額に含まれない
ケアマネジメント	有	有	有	有	有
人員基準	・管理者：常勤、専従1人以上 ・訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者） ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人につき1人以上 （資格要件：介護福祉士、実務者実務者研修修了者）	・管理者：専従者1人以上 ・従事者：必要数 （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者又は、市が認める一定の研修修了者） ・訪問事業責任者：必要数 （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、市が認める一定の研修修了者）		・従事者：必要数 （資格要件：理学療法士、作業療法士） ・担当者：1名 サービス提供に関する調整、管理を行う ※担当者は従事者が兼務可 ※従事者、担当者はサービス提供に支障がなければ他の職務との兼務可	・従事者：必要数 （資格要件） 口腔機能改善支援従事者 ：言語聴覚士又は歯科衛生士 栄養改善支援従事者 ：管理栄養士又は指導経験のある栄養士 ・担当者：1名 サービス提供に関する調整、管理を行う ※担当者は従事者が兼務可 ※従事者、担当者はサービス提供に支障がなければ他の職務との兼務可
設備基準	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		なし	なし
運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・業務継続計画の策定 ・感染症予防及びまん延防止対策 ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待防止の措置 ・身体拘束発生時の対応	・必要に応じ、個別サービス計画の作成（サービスA2には必要なし） ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・業務継続計画の策定 ・感染症予防及びまん延防止対策 ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待防止の措置 ・身体拘束発生時の対応		・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・業務継続計画の策定 ・感染症予防及びまん延防止対策 ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待防止の措置 ・身体拘束発生時の対応	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・業務継続計画の策定 ・感染症予防及びまん延防止対策 ・従事者の清潔保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・地域との連携 ・事故発生時の対応 ・虐待防止の措置 ・身体拘束発生時の対応